

6 給衛協発第 27 号

令和 6 年 7 月 2 日

関 係 各 位

一般社団法人全国給水衛生検査協会

会 長 奥 村 明 雄

(代表印省略)

令和 6 年度「認定簡易専用水道検査員講習会」の開催について
(ご案内)

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

一般社団法人全国給水衛生検査協会の事業推進につきましては、平素格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、水道法第 3 4 条の 2 に基づき、簡易専用水道の管理の検査を的確に行うためには、専門的な知識経験を有する検査員を養成する必要があります。このため、当協会では認定簡易専用水道検査員の制度を設けて、検査に必要な知識や技術に関する講習会を開催しております。

つきましては、本年度も募集要綱のとおり標記の講習会を開催いたしますので、この制度をご活用いただきたく、貴所属の簡易専用水道検査に係る方々の受講並びに関係の方々への周知方につきまして、よろしくお取り計らい下さいますようご案内申し上げます。

令和6年度認定簡易専用水道検査員講習会 募集要項

1. 目的

本講習会は、水道法第34条の2第2項の規定に基づき、簡易専用水道の管理の検査を行う検査員を養成するために、検査に必要な知識及び技術の習得を図ることを目的とする。

2. 受講対象者

水道法第34条の4関係の別表第二第1号から第4号に該当する者とし、簡易専用水道の管理又はこれに準ずる管理の検査に従事した、次のいずれかの者とする。

- ① 水道技術管理者
- ② 建築物環境衛生管理技術者
- ③ 簡易専用水道の管理の検査の補助に1年以上従事した経験を有する者
- ④ 前③と同等以上の知識経験を有する者
- ⑤ 水道行政経験者
- ⑥ 既に検査員として従事している者（再教育）

3. 講習会の日程等

- ・開催会場 大田区産業プラザ 3階 特別会議室（別紙参照）
- ・開催期日 令和6年10月23日（水）、24日（木）

4. 受講料 当協会34条正会員・自治体関係(1名) 50,000円（税込）
非会員(1名) 100,000円（税込）

同封いたします請求書の指定口座へお振り込み下さい。

なお、送金手数料は受講申込機関でご負担していただきます。

※受講料は、講習会開催日までにお振込みください。

5. 認定簡易専用水道検査員の認定

本講習会の全課程を受講し、修了試験に合格した者に、「認定簡易専用水道検査員講習会」の修了証を交付する。

6. 受講手続き

受講希望者は、受講申込書*と受講決定通知書*に必要事項を記入の上、実務証明書を添付して、下記までお申し込み下さい。

なお、受講の決定は、受講申込書及び実務証明書を確認した後、本人宛に受講決定通知書と請求書をご送付いたします。

※写真は、単身、脱帽、上半身のものを2枚用意して、裏面に氏名を記入し、受講申

込書と受講決定通知の所定の欄に貼付して下さい（スピード写真可。スナップ写真不可）。※必ず郵送でご送付お願いいたします。

7. 申込締切 令和6年10月4日（金）

8. 2日間の昼食(お弁当とペットボトルお茶)は、当協会でご用意いたします。

9. 【申込先・問合せ先】〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町 10-6

一般社団法人全国給水衛生検査協会

事務局 中嶋、大和田

TEL044-270-4375

FAX044-270-4376

E-mail : kyueikyo@kyueikyo.jp

認定検査員講習会制度実施要綱

一般社団法人全国給水衛生検査協会

(目的)

第1条 一般社団法人全国給水衛生検査協会（以下、「協会」という。）は、水道水質検査及び簡易専用水道の管理に関する検査を適切に行うために、専門知識を有する者を養成して技術の向上と研鑽を積むことを目的として、認定検査員講習会制度を設ける。

(運営委員会)

第2条 協会はこの制度を的確に実施するために、水道水質検査員制度運営委員会及び簡易専用水道検査員制度運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会の委員は、学識経験者、行政機関、関係団体等5名以内で構成し、委員長は学識経験をあて、会長が委嘱する。
- 3 運営委員会は、本制度の基本的事項、認定検査員講習会等の教育内容及び認定条件について審議する。

(修了証の発行)

第3条 協会はこの制度のもと、以下の講習会において、所定の課程を修了した者に修了証を発行する。

- ① 認定水道水質検査員講習会
- ② 認定簡易専用水道検査員講習会

- 2 認定検査員講習会修了証の有効期限は5年間とし、別に定める短期の講習会を受講することにより更新できるものとする。
- 3 厚生大臣認定簡易専用水道検査員講習会の修了者及び平成10年度簡易専用水道検査員講習会修了者（以下、「既得検査員」という。）は、申請により認定検査員となることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年10月8日から施行する。
- 2 平成10年に定めた「全国給水衛生検査協会認定検査員制度実施要綱」は廃止する。
- 3 この要綱は、平成27年7月17日から施行する。

令和6年度 認定簡易専用水道検査員講習会日程表 予定

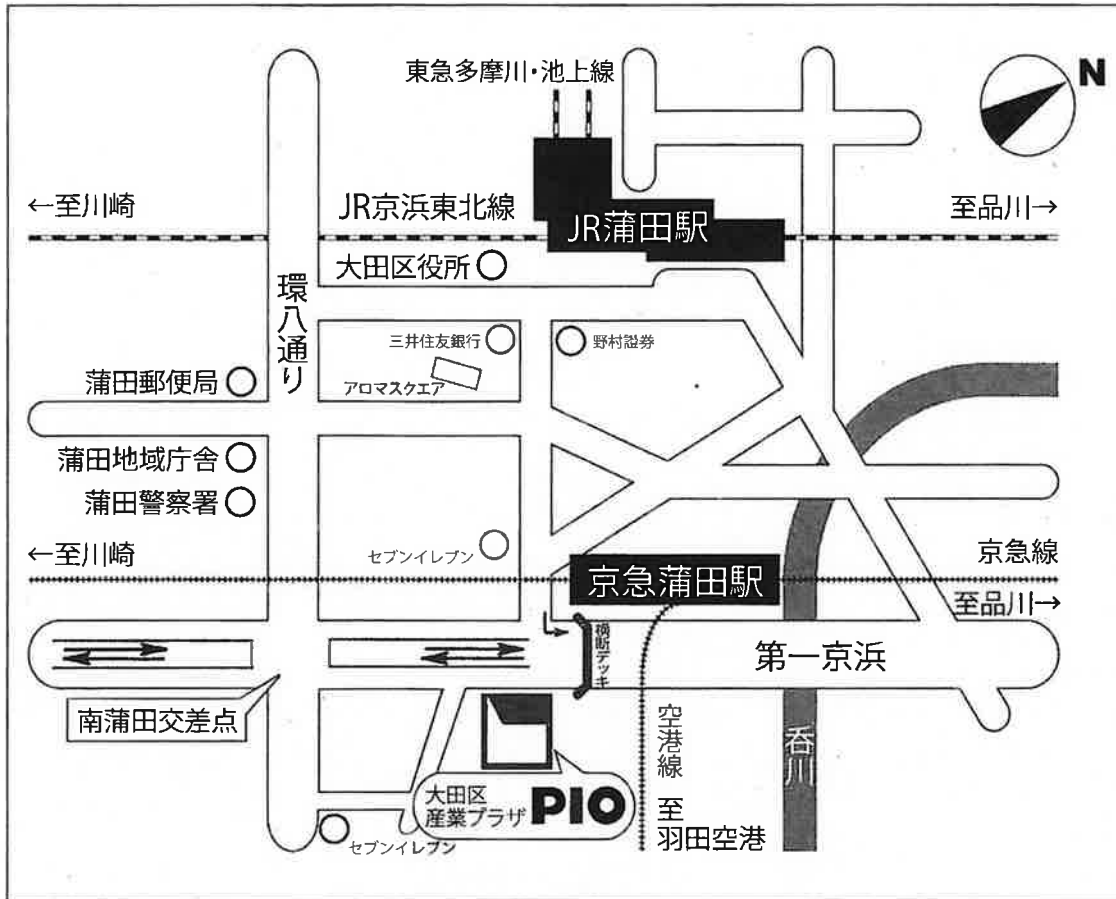
開催場所：大田区産業プラザPiO 3階 特別会議室

月 日	時 間	講習会内容	講師等
10月23日(水)	10:00-10:30	受 付	
	10:30-10:40	開会挨拶	会長 奥村 明雄
	10:40-12:00	水道概論	福岡大学大学院 工学研究科資源循環・環境工学専攻 教授 柳橋 泰生
	12:00-13:00	昼 食	
	13:00-14:20	水質衛生概論	元 東京都健康安全研究センター 副参事研究員 中川 順一
	14:20-14:30	休 憩	
	14:30-15:50	簡易専用水道の管理(受水槽の清掃等)	(公社)全国建築物飲料水管理協会 副会長 白鞘 敏充
10月24日(木)	9:40-11:00	給水設備概論(給水設備の概要等)	青木技術事務所 所長 青木 一義
	11:00-11:10	休 憩	
	11:10-12:30	簡易専用水道の定期検査方法①	(一社)全国給水衛生検査協会 技術参与 岡田 和明
	12:30-13:30	昼 食	
	13:30-14:50	簡易専用水道の定期検査方法②	(一社)全国給水衛生検査協会 技術参与 岡田 和明
	14:50-15:00	休 憩	
	15:00-15:50	修 了 試 験	

※本講習会の内容は基本的なものであり、都合により内容を変更することがあります。

■案内図

〈所在地〉〒144-0035 東京都大田区南蒲田一丁目20番20号



- ・ 京浜急行線・空港線／京急蒲田駅東口より徒歩約3分
京急蒲田駅まで、品川・横浜・羽田空港から約10分
- ・ JR京浜東北線、東急多摩川線・池上線／蒲田駅東口より徒歩約13分

受講申込書

令和6年 月 日

令和6年度 認定簡易専用水道検査員講習会

令和6年10月23日（水）～24日（木） 大田区産業プラザ 3階特別会議室

一般社団法人全国給水衛生検査協会
会長 奥村 明雄 殿

※欄以外は全て記入して下さい。

フリガナ		男 ・ 女	昭和・平成（○印を） 年 月 日生	单身、脱帽、上半身 裏面に氏名を記入して貼付
氏名	印			
勤務先				<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: auto;"></div> ※受講番号
勤務先住所	〒			
	電話			
経験年数	経験 年 ヶ月			※受講を希望する方が複数いる場合は、この用紙をコピーして申込みお願いいたします。
	請求書の宛先(送付先と異なる場合、ご記入ください。)			
	〒			
	住所:			
	宛名:			
	ご担当者:			

受講決定通知書

令和6年度 認定簡易専用水道検査員講習会

表記の講習会について、下記の通りご案内いたします。当日はこの通知書をご提示下さい。

記

※欄以外は全て記入して下さい。

※受講番号	
勤務先名	
氏名	

1. 受講日時：令和6年10月23日（水）～24日（木）
受付：午前10：00～
2. 受講会場：大田区産業プラザ 3階 特別会議室
東京都大田区南蒲田1-20-20
TEL 03-3733-6600

◎ 当日はこの通知書と筆記用具を必ずご持参下さい。
自動車でのご来場はご遠慮下さい。

受講申込書に貼付した写真と同じものを貼って下さい。

問い合わせ：一般社団法人全国給水衛生検査協会 事務局

TEL：044-270-4375

実務証明書

受講者 氏名 _____

上記の者は、簡易専用水道の管理の検査又はこれに準ずる管理の検査（水道行政を含む）に従事したことを証明します。

令和6年 月 日

所属機関名 _____

代表者氏名 _____ 印